

定款施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本Mテクノロジー学会(以下、「本法人」という。)の定款の施行と運用に関する事項を規定する。

第2章 会員

(会員の特典)

第2条 本法人の会員は、次の特典を優先的に受ける。

- (1) 本法人が催す各種の学術的会合の通知および参加への便宜の提供
- (2) 学会誌への投稿(購読会員を除く)
- (3) 学会誌の購読
- (4) 学会関係刊行物購入の便宜
- (5) 賛助会員においては会費口数に応じた事業広告の優先割引掲載

(会員の入会)

第3条 本法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会申込書は事務所に備え置く。または、本法人が運営するインターネット上のウェブサイトに掲載する。
- 3 第1項の入会申込書が提出されたときは、理事会において会員資格の審査を行い、速やかにその結果を本人に通知しなければならない。

(入会金および会費)

第4条 本法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 学生会員 1,000円
- (3) 賛助会員A 50,000円
賛助会員B 30,000円
賛助会員C 20,000円
賛助会員D 10,000円

- (4) 指名正会員 免除
- (5) 購読会員 免除
- (6) 名誉会員 免除

2 本法人の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額 6,000円
- (2) 学生会員 年額 2,000円
- (3) 賛助会員A 年額200,000円 (指名正会員10名以内)
賛助会員B 年額100,000円 (指名正会員5名以内)
賛助会員C 年額 50,000円 (指名正会員2名以内)
賛助会員D 年額 30,000円 (指名正会員1名以内)

ただし、学会機関誌(冊子体)の送付を追加で希望する者は送付を希望する部数1部当たり年額3,000円を別に徴収する。

- (4) 指名正会員 免除
- (5) 購読会員 年額 5,000円
学会機関誌(冊子体)を送付する。
- (6) 名誉会員 免除

第3章 社員

(社員の入会金及び年会費)

第5条 本法人の社員は、次の年会費を納入しなければならない。

年会費 10,000円 毎年度

ただし、学会機関誌(冊子体)の送付を追加で希望する者は送付を希望する部数1部当たり年額3,000円を別に徴収する。

また、第4条に定める会員の会費の納入は必要ない。

第4章 事業執行体制

(事業執行担当理事)

第6条 本法人の事業を執行するにあたっては、事業執行担当理事を置き、次の責務を分掌する。

(1) 庶務財務担当理事

本法人に関する庶務および総ての資金および財産の管理を行う。また、最新の名簿の管理、社員総会その他の議事録の管理を行う。

(2) 学術担当理事

学会誌「Mumps」の編集、その他各種学術出版の編集を行う。

(3) 広報・研修担当理事

M言語応用プログラムのユーザ間相互交換の促進、M言語資源の整備、管理、維持、会員に対する資料提供等のサービスを行うとともに、学会ニュース等を通じた広報活動を行う。また、M言語に関する教育・研修を企画・立案し実施する。

(4) その他代表理事(理事長)が必要と認めた事業の執行

第7条 本法人の理事ならびに事業執行担当理事は、次の年会費を納入しなければならない。

年会費 10,000円 毎年度

ただし、学会機関誌(冊子体)の送付を追加で希望する者は送付を希望する部数1部当たり年額3,000円を別に徴収する。

また、第4条に定める会員の会費及び第5条に定める社員の年会費については、納入する必要はない。

第5章 委員会

(委員会)

第8条 各事業執行担当理事は、必要に応じて委員会を招集することができる。

第6章 補則

(定款施行規則の細則)

第9条 その他、本規則についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(定款施行規則の変更)

第10条 本規則を変更しようとするときは、理事会に提案し、その議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 附則

本規則は、平成30年8月25日から施行する。

本規則は、平成30年11月3日から施行する。

本規則は、平成30年11月23日から施行する。